# 三郷町中学校給食非喫食者支援給付金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、食物アレルギー、不登校等やむを得ない事情により学校給食の提供を継続的に受けていない生徒（以下「非喫食者」という。）の保護者の経済的負担を軽減するため、町長が予算の範囲内において支給する三郷町中学校給食非喫食者支援給付金（以下「給付金」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第２条　支給対象者は、三郷町立中学校に在籍している非喫食者の保護者で、三郷町中学校給食停止届出書（第１号様式）を学校に提出している者とする。

２　前項の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給の対象としない。

⑴　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１３条に規定する教育扶助を受けている者

⑵　その他町長が支給対象者として適当でないと認める者

（支給対象生徒及び対象月）

第３条　支給対象生徒は、三郷町立中学校に在籍している生徒で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　学校給食のすべてを欠食している者

⑵　アレルギーにより学校給食の牛乳を欠食している者

２　対象月は、支給対象生徒が当該月において一度も学校給食の提供を受けていない月とする。

３　前項の規定にかかわらず、不登校その他の事情により学校給食の提供を継続的に受けていないものと町長が認めたときは、支給対象生徒とする。

（給付金の額）

第４条　給付金の額は、前条第１項第１号に掲げる非喫食者は１か月につき４，２００円とし、前条第１項第２号に掲げる非喫食者は１か月につき奈良県が決定する学校給食用牛乳供給単価に基づく牛乳単価に牛乳の提供を受けていない回数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、前条第３項の場合は、その月の給付金の額から学校給食の提

供を受けた回数に２８０円を乗じた額を差し引いた額とする。

（支給申請）

第５条　給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三郷町中学校給食非喫食者支援給付金支給申請書兼委任状（第２号様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（受給者の認定）

第６条　町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、給付金の受給資格の有無を審査し、三郷町中学校給食非喫食者支援給付金認定（却下）通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（権限の委任）

第７条　認定を受けた保護者（以下「認定者」という。）は、学校長に対して、給付金の請求に関する権限を委任するものとする。

（給付金の額の確定及び請求）

第８条　認定者から委任を受けた学校長は、学期ごとに三郷町中学校給食非喫食者支援給付金実績報告書兼請求書（第４号様式）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項に規定する実績報告により給付金の額を確定したときは、三郷町中学校給食非喫食者支援給付金確定通知書（第５号様式）により認定者に通知するものとする。

３　町長は、第１項の規定による請求があったときは、学期ごとに給付金を認定者に支給するものとする。

（給付金の返還）

第９条　町長は、申請者が不正な手段又は虚偽の申請により給付金の認定を受けたと認める場合は、その認定を取り消すことができる。

２　町長は、前項の規定により認定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、申請者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は町長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

３　この要綱の失効前にされた第５条の規定による申請及びこれに係る決定については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。